

議案第 7 2 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。